官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○樹木採取権登録令施行規則及び漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令（農林水産七）　二
〔法規的告示〕
○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第七条第一項の規定に基づく平成二十年文部科学省告示第十号の一部を改正する件（文部科学一三）　二
〔その他告示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委三）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同四）　三
○国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の有効期間を延長する議定書の署名及び効力発生に関する件（外務五八）　四
○フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五九）　四
○ラオス人民民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同六〇）　六
○東ティモール民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同六一）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二六四、二六六）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同二六五）　五
〔人事異動〕
最高裁判所　六
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）　六
法　務
公証人任免（法務省）　七
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一七）　七
日本国に帰化を許可する件（同一八）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、再生関係　八
会社その他　二七

省　令

○農林水産省令第七号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、樹木採取権登録令施行規則及び漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

樹木採取権登録令施行規則及び漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

一　樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第四十九号）第八十二の三条第一号

二　漁港水面施設運営権登録令施行規則（令和五年農林水産省令第六十二号）第八十四条第一号

附　則

この省令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年三月十日）から施行する。

法規的告示

○文部科学省告示第十三号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年文部科学省告示第十号（スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第七条第一項の規定に基づく文部科学大臣が定める数）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十二日

文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一～五　［略］	一～五　［同上］
六　試合当たり投票種類数が四であり、かつ、対象となる試合の数が六であるスポーツ振興投票　四	［号を加える。］
七　試合当たり投票種類数が四であり、かつ、対象となる試合の数が十であるスポーツ振興投票　六	［号を加える。］
八～十二　［略］	六～十　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年一月二十一日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年二月十二日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N26－1	ＬＯＲＩＳ S9446M	株式会社ＭＯＢＩＰＡＲＫ 大阪府箕面市半町３－13－４
交　N26－2	ＬＡ　ＲＯＳＥ　ＵＬＴＲＡ K9338T	株式会社ＭＯＢＩＰＡＲＫ 大阪府箕面市半町３－13－４
交　N26－3	電動アシスト自転車 ＭＢ－ＥＢ46－４Ｆ	株式会社コウメイ 兵庫県姫路市夢前町山富１－２
交　N26－4	ＮＩＮ ＴＯＢ26	株式会社ＮＩＮ 兵庫県神戸市兵庫区南仲町１－５　南仲ＴＯビル302
交　N26－5	電動アシスト自転車 ＢＭ－ＣＬＳ206	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地１
交　N26－6	Ｅ－ｂｉｋｅ　ＣＹＲＱ ＥＮＴ－ＭＴ01	株式会社アントレックス 東京都新宿区新宿２－19－１　ビッグス７Ｆ
交　N26－7	Ｐ－201Ｅ Ｐ－201Ｅ	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　N26－8	Ｐ－261Ｅ Ｐ－261Ｅ	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　N26－9	Ｖ１ Ｖ１	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　N26－10	ＰＥＬＴＥＣＨ－16Ｈ型 ＸＲＣ－163Ｌ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３－101
交　N26－11	ｅ－ＣＯＮＳＣＩＯＵＳ－206Ｆ Ｄ－Ｆ ＥＢ－ＦＤＢ－Ｂ206Ｒ－ＢＡＡ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１－２－26

交　N26―12	ＣＹＣＯＯ　26型　軽快車 ＴＤＦ―15Ｚ	株式会社ＣＹＣＯＯ　ＪＡＰＡＮ 東京都台東区台東一丁目12番８号　金子ビル北側
交　N26―13	ＣＹＣＯＯ　24型　軽快車 ＴＤＨ―415Ｌ	株式会社ＣＹＣＯＯ　ＪＡＰＡＮ 東京都台東区台東一丁目12番８号　金子ビル北側
交　N26―14	ＣＹＣＯＯ　26型　ベルト軽快車 ＴＤＦ―46Ｐ	株式会社ＣＹＣＯＯ　ＪＡＰＡＮ 東京都台東区台東一丁目12番８号　金子ビル北側
交　N26―15	電動アシスト自転車ＡＳＥＥＬ ＡＳＥＥＬ	株式会社弘進 大阪府大阪市東住吉区中野１―２―５　日商商事ビル２階
交　N26―16	ブリヂストンアシスタ A108	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26―17	ヤマハパス Ｘ４Ｗ５	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N26―18	ヤマハパス Ｘ４ＹＵ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N26―19	ヤマハパス Ｘ４Ｗ６	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N26―20	電動アシスト自転車 ＴＡＯＬ206	21テクノロジー株式会社 福岡県福岡市博多区千代３―３―13
交　N26―21	エナシスシティ ＡＳＫＥＮＣ―Ｒ１	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３―11―４
交　N26―22	ＦＧＳ431 ＦＧＳ431	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N26―23	ＦＧＳ631 ＦＧＳ631	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N26―24	ＷＩＬＬＧＯファミリー　電動アシスト自転車Ａ ＥＢ10.0ＣＨＤＬ―Ｂ206ＢＡ―ＨＤ―ＢＡＡ―ＡＢ―Ｈ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１―２―26
交　N26―25	ＲＥＮＡＵＬＴ　Ｍａｒｓｅｉｌｌｅ　Ｎｏｕｖｅａｕ206Ｅ ＲＥＮＡＵＬＴ　Ｍａｒｓｅｉｌｌｅ　Ｎｏｕｖｅａｕ206Ｅ	ジック株式会社 大阪府大阪市住之江区柴谷１―１―40

○国家公安委員会告示第四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年一月二十一日付けをもつて次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年二月十二日　　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A26―１	ＬＯＲＩＳ Ｓ9446Ｍ	株式会社ＭＯＢＩＰＡＲＫ 大阪府箕面市半町３―13―４
交　A26―２	ＬＡ　ＲＯＳＥ　ＵＬＴＲＡ Ｋ9338Ｔ	株式会社ＭＯＢＩＰＡＲＫ 大阪府箕面市半町３―13―４
交　A26―３	電動アシスト自転車 ＭＢ―ＥＢ46―４Ｆ	株式会社コウメイ 兵庫県姫路市夢前町山冨１―２
交　A26―４	ＮＩＮ ＴＯＢ26	株式会社ＮＩＮ 兵庫県神戸市兵庫区南仲町１―５　南仲ＴＯビル302
交　A26―５	電動アシスト自転車 ＢＭ―ＣＬＳ206	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地１
交　A26―６	Ｅ―ｂｉｋｅ　ＣＹＲＱ ＥＮＴ―ＭＴ01	株式会社アントレックス 東京都新宿区新宿２―19―１　ビッグス　７Ｆ
交　A26―７	Ｐ―201Ｅ Ｐ―201Ｅ	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　A26―８	Ｐ―261Ｅ Ｐ―261Ｅ	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　A26―９	Ｖ１ Ｖ１	株式会社　高商 大阪府吹田市江の木町17番20号　パルムハウス江坂212号室
交　A26―10	ＰＥＬＴＥＣＨ―16Ｈ型 ＸＲＣ―163Ｌ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３―101
交　A26―11	ｅ―ＣＯＮＳＣＩＯＵＳ―206ＦＤ―Ｆ ＥＢ―ＦＤＢ―Ｂ206Ｒ―ＢＡＡ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１―２―26

交　A26—12	ＣＹＣＯＯ　26型　軽快車 ＴＤＦ—15Ｚ	株式会社ＣＹＣＯＯ　ＪＡＰＡＮ 東京都台東区台東一丁目12番８号　金子ビル北側	
交　A26—13	ＣＹＣＯＯ　24型　軽快車 ＴＤＨ—415Ｌ	株式会社ＣＹＣＯＯ　ＪＡＰＡＮ 東京都台東区台東一丁目12番８号　金子ビル北側	
交　A26—14	ＣＹＣＯＯ　26型　ベルト軽快車 ＴＤＦ—46Ｐ	株式会社ＣＹＣＯＯ　ＪＡＰＡＮ 東京都台東区台東一丁目12番８号　金子ビル北側	
交　A26—15	電動アシスト自転車ＡＳＥＥＬ ＡＳＥＥＬ	株式会社弘進 大阪府大阪市東住吉区中野１—２—５	
交　A26—16	ブリヂストンアシスタ A108	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１	
交　A26—17	ヤマハパス Ｘ４Ｗ５	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地	
交　A26—18	ヤマハパス Ｘ４ＹＵ	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地	
交　A26—19	ヤマハパス Ｘ４Ｗ６	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地	
交　A26—20	電動アシスト自転車 ＴＡＯＬ206	21テクノロジー株式会社 福岡県福岡市博多区千代３—３—13	
交　A26—21	エナシスシティ ＡＳＫＥＮＣ—Ｒ１	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３—11—４	
交　A26—22	ＦＧＳ431 ＦＧＳ431	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13	
交　A26—23	ＦＧＳ631 ＦＧＳ631	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13	
交　A26—24	ＷＩＬＬＧＯファミリー　電動アシスト自転車Ａ ＥＢ10．０ＣＨＤＬ—Ｂ206ＢＡ—ＨＤ—ＢＡＡ—ＡＢ—Ｈ	サイモト自転車株式会社 大阪府堺市西区浜寺石津町中１—２—26	
交　A26—25	ＲＥＮＡＵＬＴ　Ｍａｒｓｅｉｌｌｅ　Ｎｏｕｖｅａｕ206Ｅ ＲＥＮＡＵＬＴ　Ｍａｒｓｅｉｌｌｅ　Ｎｏｕｖｅａｕ206Ｅ	ジック株式会社 大阪府大阪市住之江区柴谷１—１—40	

○外務省告示第五十八号

令和八年１月二十七日にパリで、国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の有効期間を延長する議定書の署名が行われ、同議定書は、同年二月十三日に効力を生ずる。

令和八年二月十二日

外務大臣　茂木　敏充

（訳文）

国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の有効期間を延長する議定書

日本国政府及び国際連合教育科学文化機関は、

二千二十年二月十三日にパリで署名された国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定（以下「協定」という。）の有効期間が二千二十六年二月十三日に終了することを認識し、

国際連合教育科学文化機関の執行委員会（第二百二十二回会期）が協定の二千二十七年二月二十八日までの延長を承認したので、

協定第十五条の規定に従って行動して、

次のとおり協定した。

第一条

協定は、二千二十七年二月二十八日まで延長する。

第二条

この議定書は、二千二十六年二月十三日に効力を生ずる。

二千二十六年一月二十七日にパリで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

加納雄大

国際連合教育科学文化機関のために

リディア・ブリトー

○外務省告示第五十九号

令和八年１月十五日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

２　贈与額　十六億三千万円

３　署名者

日　本　側　茂木敏充外務大臣

フィリピン側　マリア・テレサ・Ｐ・ラザロ外務大臣

令和八年二月十二日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第六十号

令和七年十二月九日にビエンチャンで、ラオス人民民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　二億円

３　署名者

日　本　側　小泉勉在ラオス大使

世界食糧計画側　マーク・アンドレ・プロスト在ラオス事務所代表

令和八年二月十二日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第六十一号

令和七年十一月二十一日にディリで、東ティモール民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　一億円

３　署名者

日　本　側　木村徹也在東ティモール大使

世界食糧計画側　アミン・サイード東ティモール事務所副代表兼代表代行

令和八年二月十二日

外務大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第二百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺沢沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

秋田県秋田市雄和芝野新田及び同市雄和田草川の区域内の土地のうち、次の一点から四十八点までを順次結んだ線及び一点と四十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39° 38′ 05.4574″	140° 09′ 41.0959″
2	39° 38′ 05.5550″	140° 09′ 40.9983″
3	39° 38′ 05.5723″	140° 09′ 41.0616″
4	39° 38′ 05.6376″	140° 09′ 41.2158″
5	39° 38′ 05.7226″	140° 09′ 41.3462″
6	39° 38′ 05.8211″	140° 09′ 41.4408″
7	39° 38′ 05.8547″	140° 09′ 41.4739″
8	39° 38′ 05.8870″	140° 09′ 41.5756″
9	39° 38′ 05.8814″	140° 09′ 41.7093″
10	39° 38′ 05.9499″	140° 09′ 41.9223″
11	39° 38′ 06.1858″	140° 09′ 41.8494″
12	39° 38′ 06.2607″	140° 09′ 42.0551″
13	39° 38′ 06.3033″	140° 09′ 42.1724″
14	39° 38′ 06.6119″	140° 09′ 42.3226″
15	39° 38′ 06.8579″	140° 09′ 43.2744″
16	39° 38′ 06.7686″	140° 09′ 43.6809″
17	39° 38′ 06.8395″	140° 09′ 43.7783″
18	39° 38′ 06.9656″	140° 09′ 43.9364″
19	39° 38′ 07.0609″	140° 09′ 44.3423″
20	39° 38′ 07.0794″	140° 09′ 44.5579″
21	39° 38′ 07.0890″	140° 09′ 44.7533″
22	39° 38′ 07.0827″	140° 09′ 44.8203″
23	39° 38′ 07.0689″	140° 09′ 44.8280″
24	39° 38′ 07.0429″	140° 09′ 44.7790″
25	39° 38′ 07.0088″	140° 09′ 44.5972″
26	39° 38′ 06.8551″	140° 09′ 44.3356″
27	39° 38′ 06.7669″	140° 09′ 44.2918″
28	39° 38′ 06.5437″	140° 09′ 44.3339″
29	39° 38′ 06.3670″	140° 09′ 44.5146″
30	39° 38′ 06.0511″	140° 09′ 44.7422″
31	39° 38′ 05.8079″	140° 09′ 44.8776″
32	39° 38′ 05.4712″	140° 09′ 44.7689″
33	39° 38′ 05.5098″	140° 09′ 44.5856″
34	39° 38′ 05.5846″	140° 09′ 44.4774″
35	39° 38′ 05.8290″	140° 09′ 44.2043″
36	39° 38′ 05.8358″	140° 09′ 44.0178″
37	39° 38′ 05.4998″	140° 09′ 44.1155″
38	39° 38′ 05.3647″	140° 09′ 44.0460″
39	39° 38′ 05.3122″	140° 09′ 43.9058″
40	39° 38′ 05.1849″	140° 09′ 43.2659″
41	39° 38′ 05.1659″	140° 09′ 43.1151″
42	39° 38′ 05.2165″	140° 09′ 42.5516″
43	39° 38′ 05.2843″	140° 09′ 42.1391″
44	39° 38′ 05.2334″	140° 09′ 42.0438″
45	39° 38′ 04.9928″	140° 09′ 41.4122″
46	39° 38′ 04.9905″	140° 09′ 41.4076″
47	39° 38′ 05.2254″	140° 09′ 41.2795″
48	39° 38′ 05.2805″	140° 09′ 41.2415″

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大又沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

秋田県仙北市田沢湖潟の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39° 41′ 18.1101″	140° 40′ 27.5660″
2	39° 41′ 17.7526″	140° 40′ 27.2564″
3	39° 41′ 17.3204″	140° 40′ 27.3994″
4	39° 41′ 17.2121″	140° 40′ 27.2600″
5	39° 41′ 17.3510″	140° 40′ 26.8221″
6	39° 41′ 16.8327″	140° 40′ 26.6312″
7	39° 41′ 16.4455″	140° 40′ 26.2917″
8	39° 41′ 15.9700″	140° 40′ 25.8837″
9	39° 41′ 15.2496″	140° 40′ 25.4262″
10	39° 41′ 14.7310″	140° 40′ 25.0456″
11	39° 41′ 14.8307″	140° 40′ 24.8726″
12	39° 41′ 15.3990″	140° 40′ 25.1113″
13	39° 41′ 15.6203″	140° 40′ 25.4331″
14	39° 41′ 16.0171″	140° 40′ 25.6014″
15	39° 41′ 16.1703″	140° 40′ 25.4864″
16	39° 41′ 16.4528″	140° 40′ 25.0210″
17	39° 41′ 16.8466″	140° 40′ 25.0496″
18	39° 41′ 18.1979″	140° 40′ 25.4064″
19	39° 41′ 18.8672″	140° 40′ 25.0593″
20	39° 41′ 18.9691″	140° 40′ 25.2338″
21	39° 41′ 18.6482″	140° 40′ 26.2164″
22	39° 41′ 18.8683″	140° 40′ 26.4903″
23	39° 41′ 18.7775″	140° 40′ 27.1077″

○国土交通省告示第二百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年二月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西野川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十六年建設省告示第九百六十四号で指定した西野川に掲げる土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、一点と三点及び二点と四点を昭和二十六年建設省告示第九百六十四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線並びに三点と四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 24′ 26.8270″	133° 03′ 33.9222″
2	34° 24′ 26.6959″	133° 03′ 34.6165″
3	34° 24′ 07.2211″	133° 04′ 14.0859″
4	34° 24′ 07.6702″	133° 04′ 14.3497″

○国土交通省告示第二百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田中川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第二千百八十四号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県上越市大字長浜

字浦の田	一四三四番一
	一四二九番一
	一四四四番一
	一四四三番一
字家の浦	一四五七番一
	一四五八番一
	一三五九番一
	一四六一番一
	一四五七番二
	一三九一番一
	一三九一番二
	一三九一番三
字あら田	一四六六番一
	一四六七番一
	一四七五番二
	一五四九番一
	一五四八番一
	一四七六番一
	一四七七番一
	一四七七番
	一四八三番
	一四八七番一
	一五二二番一
	一五二一番一
	一四九九番
地先水路敷	一五〇〇番
	一四九六番四
	一四九三番二
	一四九二番二
字ごす山	一三五五番一
	一三五八番一
	一四五二番一
	一四五一番二
	一四四七番一
字中ノ町	一三九九番四
字東ノ町	一四一五番一

	一号
	二号及び七号
	五十六号
	五十七号
	三号
	四号から六号まで
	四十三号
	四十四号
	四十五号
	五十号
	五十三号及び五十四号
	五十五号
	八号
	九号
	十号
	十一号
	十二号
	十三号
	十四号
	十五号
	十六号
	十七号
	十八号及び十九号
	二十号から二十六号まで
	二十七号
	二十八号から三十号まで
	三十一号
	三十二号
	三十三号
	三十四号から四十一号まで
	四十二号
	四十六号
	四十七号及び四十九号
	四十八号
	五十一号及び五十二号
	五十八号

人事異動

最高裁判所

東京簡易裁判所判事　中橋　章
武蔵野簡易裁判所判事に補する
武蔵野簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（二月五日）
大分地方裁判所判事兼大分家庭裁判所判事・大分簡易裁判所判事　岡部　純子
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
福岡簡易裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所判事・那覇簡易裁判所判事　柴田　寿宏
大分地方裁判所判事に補する
大分地方裁判所判事に補する
兼ねて大分家庭裁判所判事に補する
大分家庭裁判所長を命ずる
大分簡易裁判所判事に補する
大分簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事　松田　道別
那覇家庭裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所長を命ずる
那覇簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　中川　綾子
神戸地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
神戸簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　佐藤晋一郎
さいたま家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねてさいたま地方裁判所判事に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する（以上二月六日）

○定年退官

簡易裁判所判事西村郁夫は二月四日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事加藤学及び同久留島群一は二月五日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十二日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十四号
(三) 占用を制限する区域　北海道勇払郡安平町追分美園六九六番一地内から同町字柏原六番四三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　苫小牧市字柏原六番四〇から同市字柏原六番四三までの敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(六) 占用の制限の開始の期日　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(七) 図面縦覧場所　令和八年二月十二日　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十二日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十五号
(三) 占用を制限する区域　北海道勇払郡むかわ町美幸四丁目八三番から同町美幸四丁目二〇番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(六) 占用の制限の開始の期日　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(七) 図面縦覧場所　令和八年二月十二日　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十二日

北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百三十七号
㈢ 占用を制限する区域	北海道沙流郡平取町字荷負八〇番四から同町字荷負七九番七まで 北海道沙流郡平取町振内町二八一番三から同町振内町三五番一まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年二月十二日
㈦ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十二日

北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百七十四号
㈢ 占用を制限する区域	北海道勇払郡むかわ町穂別福山二二九番一地内
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年二月十二日
㈦ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人小坂敏幸は願により公証人を免ぜられた。

梅本圭一郎は公証人に任命され、東京法務局所属公証人小坂敏幸の後任を命ぜられた。（以上一月二十八日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

河川法に基づく工作物返還に係る公示

荒川水系荒川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年２月12日

関東地方整備局長　橋本　雅道

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　釣り台９基（国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所に備え付けた保管工作物一覧簿のとおり）

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　埼玉県さいたま市西区西遊馬地先

⑵　当該工作物を除却した日　令和７年12月２日から令和８年１月９日まで

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年１月９日

⑵　保管の場所　埼玉県富士見市南畑新田地先南畑排水機場

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　埼玉県川越市新宿町３―12　国土交通省関東地方整備局　荒川上流河川事務所占用調整課　電話049―246―6358

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生手続開始

書面による計算報告

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　三十四頁（号外第一五二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三日
掲載頁　三十四頁（号外第一五二号）

令和八年二月十二日

福島県須賀川市木之崎字大ヶ久保二四番地
四　（甲）株式会社パラマウント加工
代表取締役　大槻　清明

三重県鈴鹿市南玉垣町四六五〇番地
（乙）東海熱研株式会社
代表取締役　大槻　清明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　二十七頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年九月一日
掲載頁　十三頁

令和八年二月十二日

東京都千代田区大手町二丁目二番一号
（甲）ＪＮＣ株式会社
代表取締役　浅野　進

東京都千代田区大手町二丁目二番一号
（乙）シージーエスター株式会社
代表取締役　根岸　秀治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.logisteed.com/eastjapan/index.html

（乙）https://www.logisteed.com/distribution/index.html

令和八年二月十二日

東京都台東区上野一丁目一九番一〇号
（甲）ロジスティード東日本株式会社
代表取締役　神宮司　孝

茨城県日立市城南町一丁目五番一号
（乙）ロジスティード東日本流通サービス株式会社
代表取締役　駒場　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.nippan.co.jp/corporate_profile/public_notice/

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月九日
掲載頁　五十八頁（号外第一二六号）

令和八年二月十二日

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地
（甲）日本出版販売株式会社
代表取締役　富樫　建

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地
（乙）出版共同流通株式会社
代表取締役　北林　誉

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　三十三頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　四十九頁（号外第一四三号）

令和八年二月十二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番八号
（甲）株式会社ＪＲ東日本クロスステーション　代表取締役　西野　史尚

東京都渋谷区代々木二丁目二八番三号
（乙）株式会社果実園
代表取締役　長嶺　卓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.aisel.ne.jp/

（乙）http:www.brainassist.com/

令和八年二月十二日

東京都台東区上野三丁目二四番六号
（甲）株式会社アイセル
代表取締役　草川　麗子

東京都台東区上野三丁目二四番六号上野フロンティアタワー十二階
（乙）ブレーン・アシスト株式会社
代表取締役　有山　禎一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.toremy.co.jp/
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一四〇頁（号外第一三九号）
令和八年二月十二日
東京都府中市本町四丁目三三番地の一五
（甲）株式会社トレミー
代表取締役　入交　裕司
東京都新宿区西新宿二丁目六番一号
（乙）株式会社ベルエアー
代表取締役　西久保秀樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一〇七頁（号外第一四八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一六九頁（号外第一四八号）
令和八年二月十二日
東京都品川区勝島一丁目五番二一号
（甲）株式会社ニコンテック
代表取締役　廣瀬　輝彦
大分県大分市原新町六番一五号
（乙）株式会社ネットワーク
代表取締役　佐々木孝一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.nikkeikin.co.jp/koukoku.html
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　七十四頁（号外第一三八号）

令和八年二月十二日
東京都港区新橋一丁目一番一三号
（甲）日本軽金属株式会社
代表取締役　岡本　一郎
東京都港区新橋一丁目一番一三号
（乙）日軽建材工業株式会社
代表取締役　藤田　大介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙・丙・丁・戊・己）
http://www.starrycube.com/koukoku
令和八年二月十二日
東京都渋谷区代官山町七番七―二〇一号
（甲）株式会社スターリーキューブ
代表取締役　尾﨑　亮
東京都渋谷区代官山町七番七―二〇一号
（乙）株式会社スターリーキューブホールディングス
代表取締役　尾﨑　亮
東京都渋谷区代官山町七番七―二〇一号
（丙）株式会社スターリーアニメーション
代表取締役　尾﨑　亮
東京都渋谷区代官山町七番七―二〇一号
（丁）株式会社スターリーエンタテインメント
代表取締役　尾﨑　亮
東京都渋谷区代官山町七番七―二〇一号
（戊）株式会社もふもふ
代表取締役　尾﨑　亮
東京都渋谷区代官山町七番七―二〇一号
（己）株式会社ＨＯＮＯＮ
代表取締役　尾﨑穂乃香

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両組合の財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙それぞれの事務所に備え置いております。

令和八年二月十二日
静岡県焼津市城之腰二六九番地の九
（甲）焼津漁業協同組合
代表理事組合長　橋ケ谷長生
静岡県焼津市小川三三九二番地の九
（乙）小川漁業協同組合
代表理事組合長　橋ケ谷長生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載頁　六十二頁（号外第一二〇号）

令和八年二月十二日
愛知県小牧市大字村中字下之坪五〇五番地の一
（甲）株式会社コモ
代表取締役　木下　克己
愛知県小牧市大字村中字東浦四五〇番地の一
（乙）コモサポート株式会社
代表取締役　鈴木　憲幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.kccs.co.jp/index.html
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　六十六頁（号外第一四三号）
令和八年二月十二日
京都市伏見区竹田鳥羽殿町六番地
（甲）京セラコミュニケーションシステム株式会社
代表取締役　河之口達也
大阪市淀川区宮原一丁目六番一号
（乙）ＫＣＣＳコネクトエンジニアリング株式会社
代表取締役　堀内　俊哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.kccs.co.jp/index.html
（乙）https://www.kcme.jp/company/publicnotice.html
令和八年二月十二日
京都市伏見区竹田鳥羽殿町六番地
（甲）京セラコミュニケーションシステム株式会社
代表取締役　河之口達也
東京都港区三田三丁目五番一九号
（乙）京セラみらいエンビジョン株式会社
代表取締役　金　炯培

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一一〇頁（号外第一四八号）
令和八年二月十二日
大阪市中央区備後町三丁目二番六号
（甲）シキボウ株式会社
代表取締役　鈴木　睦人
静岡県浜松市中央区湖東町一九七〇番地の一
（乙）株式会社マーメイド広海
代表取締役　末廣　勝彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一五四頁（号外第一四八号）

令和八年二月十二日

神戸市須磨区弥栄台二丁目一番地の三

（甲）株式会社Ｇ７ジャパンフードサービス　代表取締役　畑瀬　弘和

神戸市須磨区弥栄台二丁目一番地の三

（乙）株式会社Ｇ―７リコス・ストアズ　代表取締役　春名　直幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　二十五頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　九十六頁（号外第一六二号）

令和八年二月十二日

福岡市中央区大名二丁目九番二三号

（甲）総合メディカル株式会社

代表取締役　多田荘一郎

福岡市中央区大名二丁目九番二三号

（乙）株式会社ソム・テック

代表取締役　山﨑　修

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のインターネットを利用した商品の販売事業、投資事業及びＹｏｕＴｕｂｅチャンネル（教育事業に関するものを除く）の運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月十日

掲載頁　二頁

令和八年二月十二日

宮城県仙台市青葉区国分町一丁目八―一三仙台協立第一ビル二―八，九

（甲）株式会社レニクス

代表取締役　山崎　泰晴

宮城県仙台市青葉区国分町一丁目八番一三号仙台協立第一ビル二―八，九

（乙）株式会社エニバ

代表取締役　山崎　泰晴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が行う不動産証券化等に係るＳＰＣの事務受託事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　一二二頁（号外第一四一号）

令和八年二月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（甲）三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

代表取締役　窪田　博

東京都中央区新川二丁目二七番一号

（乙）ＭＵＦＧファイナンス＆リーシング株式会社

代表取締役　藤末　浩昭

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の国内の陸上風力発電設備に係る事業（エンジニアリング及びアフターサービス事業を含む。但し、ＭＨＩベスタスジャパン株式会社が営む風力発電設備の販売代理店業及び販売促進事業をはじめとする一部の継続事業は除く。）等に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十二日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号

（甲）三菱重工業株式会社

取締役社長　伊藤　栄作

東京都港区芝五丁目三三番一一号

（乙）エムウインド株式会社

代表取締役　有田　朗

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＳＣＳＫ株式会社（乙、住所東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号）のＣａｔｏクラウド事業及びＳｍａｒｔ　Ｏｎｅ　Ｃｌｏｕｄ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

また、甲は、吸収分割によりネットワンシステムズ株式会社（丙、住所東京都千代田区丸の内二丁目七番二号ＪＰタワー）のセキュリティ事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　九十七頁（号外第一五〇号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（丙）https://www.netone.co.jp/ir/files/financial-statement_38.pdf

令和八年二月十二日

東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号

ＳＣＳＫセキュリティ株式会社

代表取締役　小峰　正樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のスポーツ事業部に係る事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項の規定により株主総会の承認決議を経ずに吸収分割することを予定し、乙の株主総会の承認決議は令和八年三月二十四日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十二日

大阪市北区堂島浜二丁目一番四〇号

（甲）サントリーホールディングス株式会社

代表取締役社長　鳥井　信宏

東京都港区台場二丁目三番三号

（乙）サントリースポーツ株式会社

代表取締役社長　森田　壮一

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により大阪富士工業株式会社（乙、住所兵庫県尼崎市常光寺一丁目九番一号）の経営管理事業に関する権利義務を、株式会社稲築サイエンス（丙、住所福岡県嘉麻市漆生一一六三番地の一〇）、株式会社エーエスオー（丁、住所兵庫県尼崎市常光寺一丁目九番一号）及び株式会社エーシーオー（戊、住所愛知県常滑市栄町二丁目五八番地）の不動産管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、令和八年三月二十三日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月十三日

掲載頁　五十八頁（号外第六号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月十三日

掲載頁　五十八頁（号外第六号）

（丁）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月十三日

掲載頁　六十四頁（号外第六号）

（戊）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月十三日

掲載頁　六十四頁（号外第六号）

令和八年二月十二日

兵庫県尼崎市常光寺一丁目九番一号

ＯＦＩＣホールディングス株式会社

代表取締役　大島　大

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりみよの台薬局株式会社（乙、住所東京都千代田区大手町一丁目七番二号）および株式会社ライフアート（丙、住所広島市中区橋本町一〇番六号）の吸収分割契約に定めた全事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　二十五頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　九十二頁（号外第一六二号）

（丙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月八日
掲載頁　五頁

令和八年二月十二日
福岡市中央区大名二丁目九番二三号
総合メディカル株式会社
代表取締役　多田荘一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十二日
埼玉県草加市住吉一丁目一番一号
合資会社須田染料商店
代表社員　須田　英男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十二日
東京都港区北青山一―三―三　三橋ビル三階
合同会社ＥＫ　ＰＲＯＪＥＣＴ
代表社員　川原　真輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＣｏｍｉＶｉａとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十二日
東京都中央区八重洲二丁目一番一号ＹＡＮ
ＭＡＲ・ＴＯＫＹＯ一二階
ＣｏｍｉＶｉａ合同会社
代表社員　後藤　正賢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｌｕｍａとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十二日
東京都豊島区東池袋二丁目七番三号柄澤ビル三階
合同会社Ｌｕｍａ
代表社員　三宅　哲平

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十二日
東京都江戸川区東葛西五丁目一三番一号
マインコーポ葛西四一七
いろは計画合同会社
代表社員　三浦　智行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十二日
東京都八王子市七国五丁目二三番二号
ＴＹＭ合同会社
代表社員　宮川　佳子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十二日
愛知県西尾市上矢田町五反田三一番地六
合同会社Ｇｌｏｗ　Ｋｉｄｓ
代表社員　株式会社151枝
職務執行者　加藤　勇人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十二日
広島市安佐南区長束西一丁目一七―四
合同会社はっぴぃべる
代表社員　中薮　鈴美

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、新丹生谷製材株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和八年二月十二日
徳島県那賀郡那賀町中山字黒沢東谷五番地
新丹生谷製材協同組合
代表理事　鈴木智恵子

効力発生日変更公告

当社は、令和八年二月二十八日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年九月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年二月十二日
東京都品川区大崎一丁目六番四号
株式会社エルゴジャパン
代表取締役　安田　光守

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千八百七十五万四百九十二円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月十二日
掲載頁　三頁

令和八年二月十二日
埼玉県秩父市山田字北上野原八一四番地
株式会社サンサス
代表取締役　重光　東祐

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報
掲載の日付　令和七年六月十四日
掲載頁　十七頁

令和八年二月十二日
千葉市美浜区稲毛海岸二丁目一番二一号
株式会社日産サティオ千葉
代表取締役　太田　学

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し四千三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十二日
東京都葛飾区新小岩二丁目一番一号リーフコンフォート新小岩二階　有限会社ＢＲ
取締役　小松原弘史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五千九百九万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二頁

令和八年二月十二日
東京都世田谷区若林一丁目一八番一〇号
京阪世田谷ビル六Ｆ
ＮＥＸＴ―ｅ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ株式会社
代表取締役　井上　真壮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十億円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月十八日

掲載頁　六十二頁（号外第一八六号）

令和八年二月十二日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ＳＢＩ　Ｖｅｎｔｕｒｅｓ　Ｔｗｏ株式会社

代表取締役　中野　幸二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一五七頁（号外第一三九号）

右決算公告に係る訂正公告を令和八年二月四日付官報三十二頁に掲載しております。

令和八年二月十二日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

アイチップス・テクノロジー株式会社

代表取締役　柳井　明弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五百万円（うち資本準備金とする額四億五百万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　三十七頁（号外第一三〇号）

令和八年二月十二日

東京都国分寺市東恋ケ窪一丁目二八〇番地

株式会社ハピネスプラネット

代表取締役　矢野　和男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九七八五万一八一四円減少し九千万円とすることにし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一三六頁（号外第二十一号）

令和八年二月十二日

東京都港区浜松町二丁目四番一号世界貿易センタービルディング南館一七階

ＢｏｓｔｏｎＧｅｎｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　塩津　行正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億一五四一万五五〇三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示は、金融商品取引法による有価証券報告書提出済みです。

令和八年二月十二日

東京都豊島区高田二丁目一七番二二号

鉱研工業株式会社

代表取締役　木山隆二郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十二日

東京都港区芝大門一丁目六番六

合同会社プランニング創

代表社員　利倉加奈子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千八百八十万二千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一三八頁（号外第二十一号）

令和八年二月十二日

神奈川県藤沢市村岡東二丁目二六番地の一

シコニア・バイオベンチャーズ株式会社

代表取締役　藤本　利夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千九百七万七千五百円減少し四億九千万円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十六日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.chitakogyo.co.jp/start.html

令和八年二月十二日

愛知県春日井市前並町二丁目一二番地四

知多鋼業株式会社

代表取締役　宇田　竜二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十二日

広島県福山市沼隈町大字常石一〇八三番地

ＡｑｕａＮｅｘｕｓ　Ｅｎｅｒｇｙ株式会社

代表取締役　細谷　昭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ七十五億円ずつ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　八十二頁（号外第九十四号）

令和八年二月十二日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号赤坂Ｋタワー七階

シーカ・ジャパン株式会社

代表取締役　アマン・マルコ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千三万九千八百七十五円（うち資本準備金とする額二億八千三万九千八百七十五円）、資本準備金の額を二億四千二十二万四千七百九十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　八頁

令和八年二月十二日

東京都千代田区富士見一丁目三番一一号

富士見プレップスＢ．ｓ四Ｆ

株式会社ＦｅｒｒｏｐｔｏＣｕｒｅ

代表取締役　大槻　雄士

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を二千五百万円減少し、それぞれ五百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十二日

岐阜県岐阜市小熊町二丁目二四番地

有限会社宮本仏壇店

取締役　林　秀和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月三日開催の株主総会において、資本金の額を二億五千万円増資すること及び同日において資本金の額を六億三千万円減少し九千三百六十万円、資本準備金の額を六億三千万円減少し七千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一五〇号）

令和八年二月十二日

三重県四日市市山田町二六〇番地の一

豊田合成日乃出株式会社

代表取締役　鬼頭　弘昌

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百二億七千五百万円、資本準備金の額を二億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　一一一頁（号外第一三二号）

令和八年二月十二日

京都市南区上鳥羽角田町六八番地

佐川急便株式会社

代表取締役　笹森　公彰

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百十五億一千六百六十万九千六百六十三円、資本準備金の額を六百十五億一千六百六十万九千六百六十三円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十四日を予定しております。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはありません。そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月十二日

大阪市西区阿波座二丁目一番四号

住友電設株式会社

代表取締役　谷　信

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年二月十二日

仙台市青葉区中央一丁目七番四号

宮商ビル株式会社

代表取締役　小野寺芳一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月一日を基準日と定め、同日九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式二百万株を四百万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年二月十二日

東京都千代田区富士見一丁目三番一一号富士見デュープレックスビズ三階

ネイス株式会社

代表取締役　南　友介

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年三月十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年二月十二日

京都府亀岡市西別院町柚原小原ケ谷一一番地の一

一志株式会社

代表取締役　常次　正弘

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十二日

北海道北広島市中央二丁目一番地二

株式会社ヤマコウ工業

代表取締役　林　孝俊

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十二日

茨城県守谷市百合ケ丘一丁目二四一八番地一二

株式会社髙橋合金

代表取締役　髙橋　孝造

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十二日

愛知県名古屋市港区春田野一丁目一八〇一番地

株式会社丸二運送

代表取締役　二村　明男

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月十二日

愛知県名古屋市港区春田野一丁目一八〇一番地

丸輪運送株式会社

代表取締役　二村　明男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号明治安田生命ビル二一階

６５ＤＫＺ　Ｊａｐａｎ，ＬＬＣ

日本における代表者　石田　泉

令和八年二月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ジェイロジスティック特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十二日

掲載頁　七十二頁（号外第二三五号）

令和八年二月十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

コルブスＭＦ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億三千八万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0135/index.html

令和八年二月十二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

グルスＭＦ特定目的会社

取締役　長尾　誠

取消公告

令和八年一月二十六日（号外第十六号）掲載の第五十七期決算公告（枠組）は取消します。

令和八年二月十二日

福井市石新保町二八号六七番地二

福井太陽株式会社

代表取締役　河嶋　康宏

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億九千二百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月六日

掲載頁　六十頁（号外第二二三号）